

第6次エネルギー基本計画(2021年10月閣議決定)を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、供給サイドの脱炭素化を踏まえた需要サイドの電化・水素化等による非化石エネルギーへの転換等を図るため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)等を改正。

省エネ法(現行制度)

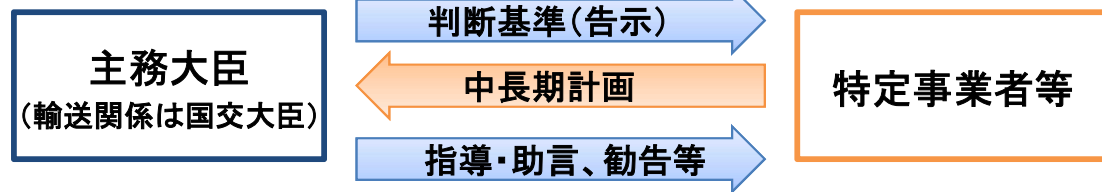
- 工場・事業場、荷主、輸送事業者に対し、国が定める「判断基準」に即し、化石エネルギーの使用合理化(省エネ)を求める。
 - エネルギーの使用効率の改善目標(年平均1%以上低減)
 - 技術的かつ経済的に可能な範囲内で、具体的に取り組むべき事項
- 一定規模以上の事業者(特定事業者等)に以下を義務づけ
 - 中長期計画(省エネ)の作成
 - エネルギー使用状況等の定期報告

工場・事業場	荷主	輸送事業者
努力義務 ・判断基準に基づく省エネ取組		
報告義務 特定事業者等 (エネルギー使用量 1,500kl/年以上) ・中長期計画【経産大臣】 ・定期報告		
特定荷主 (年間輸送量3,000万トキロ以上) ・中長期計画【経産大臣】 ・定期報告		
特定輸送事業者 (保有車両トラック200台以上等) ・中長期計画【国交大臣】 ・定期報告		

法改正の概要

令和5年4月1日施行予定

- 省エネの対象に「非化石エネルギー」を追加し、非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用合理化を推進。
- 現行の仕組みに、非化石エネルギーへの転換を加える。
 - 国の判断基準に非化石エネルギーへの転換に関する目標及び取組事項を追加
 - 特定事業者等に対して、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画の作成を義務づけ



記載イメージ

- 目標: 非化石エネルギーの使用割合の向上
- 具体的取組(例): ※技術的かつ経済的に可能な範囲での取組
 - ・非化石電気の使用(太陽光パネルの設置等)
 - ・バイオ燃料、水素・燃料アンモニア、SAF等の非化石燃料の使用
 - ・非化石エネルギー導入に向けた技術開発・実証 など

電気使用事業者に対し、季節や時間帯の電気の需給状況に応じた需要のシフトを促す「電気需要最適化」を促進。